勤　務　条　件　に　つ　い　て

**県立版**

令和　　年　　月　　日

あなたを　任用　するに当たっての勤務条件は次のとおりです。

勤務場所：　　　　　　　　　　　学校　　　　任用期間：令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

（ただし、学校の開校日等に応じ任用期間を変更することがあります。）

|  |  |
| --- | --- |
| １　任用形態 | 臨時的任用職員 |
|
| ２　勤務時間 | 午前　　時　　分から 午後　　時　　分まで  ※　勤務地により始業・終業時間が異なります。 |
| ３　週休日等 | (1) 週休日　　日曜日、土曜日  (2) 休　日　　国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始（12/29～1/3） |
| ４　休暇 | (1) 年次有給休暇　　正規職員に準じて付与されます。  (2) 特別休暇　　　　正規職員に準じて認められます。 |
| ５　給与・  　　報酬 | (1) 給料（※経験年数等によって決定します）  教育職（教諭） ２３８，７２６円～４４０，１６０円  （助教諭）２１４，３９０円～３４７，６６１円    (2) 給料の調整額　級号給に応じて支給  (3) 地域手当　給料、扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて算定  (4) 諸手当　　通勤手当、扶養手当、住居手当等を届出により支給  (5) 期末手当、勤勉手当　　基準日における任用期間に応じて支給  (6) 支給日　　給料及び諸手当は毎月19日、期末手当は６月、12月及び３月の所定日、勤勉手当は６月及び12月の所定日に支給  (7) 退職手当　在職期間等に応じて支給（引き続いて在職した期間が６月未満の場合は対象外）  (8) その他　　正規職員に適用される条例等の規定を適用 |
|
| ６　社会保険 | 公立学校共済組合の短期組合員及び厚生年金の被保険者  (注)40～64歳の方は、介護保険の被保険者となります。 |
| ７　雇用保険 | 無し |
| ８　災害補償 | 公務上及び通勤途上の災害に「地方公務員災害補償法」が適用されます。 |
| ９　その他 | ・給与から所得税、住民税、共済組合掛金等を控除して支給します。  ・任用に伴い住居を移転した場合は、赴任旅費を支給します。  ・児童手当は、住所地の市区町村が支給します。 |

**※上記記載内容は令和６年４月１日のもの**